



島根県報

平成31年3月1日（金）

号外第14号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第130号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	431号	松江市福原町1番21地先から同町366番地先まで	前	36.33～ 47.03	425.60	松江県土整備事務所	道路改良工事 減幅 市道移管
			後	31.99～ 41.58	425.60		
県道	上久野大東線	雲南市大東町金成540番1地先から同地先まで	前	11.16～ 17.06	8.66	雲南県土整備事務所	減幅
			後	11.16～ 17.06	8.66		
〃	〃	雲南市大東町金成34番6地先から同31番7地先まで	前	11.85～ 14.01	35.83	雲南県土整備事務所	減幅
			後	11.85～ 12.47	35.83		
〃	佐田八神線	出雲市佐田町大呂3102番21地先から同番10地先まで	前	12.20～ 42.70	103.40	出雲県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	18.30～ 162.60	103.40		
〃	〃	出雲市佐田町大呂1915番地先から同地先まで	前	22.70～ 31.70	46.30	出雲県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	22.70～ 146.50	46.30		

島根県告示第131号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成31年3月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町原田1537番3地先から同1502番5地先まで	メートル 174.00	平成31年 3月1日	隠岐支庁県土整備局	
県道	海潮穴道線	松江市宍道町上来待2559番1地先から同2545番4地先まで	163.30	平成31年 3月1日	松江県土整備事務所	
〃	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字冬坂1369番1地先から同1367番3地先まで	90.00	平成31年 3月1日	隠岐支庁県土整備局	
〃	〃	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字冬坂1374番地先から同字由良1026番5地先まで	165.00	平成31年 3月1日		
〃	中村津戸港線	隠岐郡隠岐の島町上西奥本宮13番2地先から同町上西見淵35番1地先まで	324.10	平成31年 3月1日		